## 容器包装以外のプラスチック類選別業務委託仕様書

(委託する業務)

- 第1条 発注者が受注者に委託する業務は、町内会ごとに指定されたステーションから収集 された一般廃棄物のうち、「容器包装以外のプラスチック類」(以下「プラスチック類」と いう。)の選別業務(以下「選別業務」という。)とする。
- 2 選別業務を行う施設(以下「選別施設」という。)への搬入時間は、平日の午前8時から 午後5時までとする。
- 3 受注者は、選別施設に搬入されたプラスチック類の計量を車両ごとに行い、第10条第 2項の規定により、発注者に報告しなければならない。

(法令の遵守)

- 第2条 受注者は、前条の委託業務を行うに当たっては、廃棄物の処理及び清掃に関する法 律その他関係法令の規定を守り、かつ、発注者の指示に従わなければならない。
- 2 受注者は、労働安全衛生法の規定を遵守し、従業員に労働災害防止の教育を定期的に実施し、併せて健康管理に努めなければならない。

(業務実施基準)

- 第3条 受注者は、発注者が第1条に定める委託業務を遵守遂行し、選別施設および選別施 設周辺の清潔保持に努めなければならない。
- 2 受注者は、プラスチック類を選別施設へ搬入する廃棄物収集運搬車輌および一般通行車 両の安全確保に努めなければならない。

(委託業務内容)

第4条 発注者が受注者に対し委託する選別業務の内容は、選別施設に搬入されたプラスチック類を次に掲げる方法により適正に処理するものとする。

プラスチック類の中に異物が混入している場合に、適正に分別し、分別後のプラスチック類および分別後の異物を、それぞれ発注者が指定する処理施設に排出する方法 (金品の請求等の禁止)

第5条 受注者は、委託業務の遂行に関し、いかなる名目であっても第三者に対して金品等 を要求してはならない。

(選別物の帰属区分)

第6条 委託業務の遂行による選別されたプラスチック類は、発注者に帰属する。 (使用人の行為に対する責任)

- 第7条 受注者は、自己の使用人に対して、業務の範囲および内容について指導教育を確実 に行い、適正に業務が遂行されるよう努めなければならない。
- 2 受注者は、自己の使用人が業務中に起こした事故等に伴う損害賠償については全てその 責任を負わなければならない。
- 3 受注者は、自己の使用人の行為については、自ら行ったと同一責任を負い、自己の意思 でなかったという理由でその責めを免れることはできない。

(選別施設の立入調査)

第8条 発注者が委託業務の適正な実施について確認するために選別施設への立入調査を求めたときは、受注者はこれに応じなければならないものとする。

(契約の解除)

- 第9条 発注者は、受注者による廃棄物の不適切な処理、委託料の不当請求および本仕様書の定めに違反し不正行為があると判断した場合は、この契約を解除することができる。 (報告)
- 第10条 受注者は、受託業務を安全かつ適切に遂行するための指導監督職員を任命すると ともに、発注者に対し業務着手前に報告しなければならない。
- 2 受注者は、委託業務を遂行した月毎にその実績を業務完了報告書と委託業務実施日報および計量証明書により、速やかに発注者に報告しなければならない。

(委託料の支払方法)

- 第11条 発注者が受注者に支払う業務委託料は、前条に規定する報告により、発注者が適正であると認めた選別施設へのプラスチック類搬入量に、1トン当たりの契約単価を乗じて得られた金額とする。
- 2 受注者は、当該月に係る業務委託料を翌月10日までに発注者に請求し、発注者は請求 を受理した日から30日以内に支払うものとする。 (その他)
- 第12条 その他必要な事項については別途定める。

## ≪契約方法≫

本業務は、プラスチック類の選別量1トン当たりの単価契約とする。